

心身に障害のある方、難病の方へ 各種手当・助成のご案内

| 心身障害者(児)手当など一覧 | | | 平成28年7月現在 | | |
|----------------|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------|
| | 手当などの種類 | 対象となる方 | 手当・助成を受けられない方 | 手当月額 | 支給月 |
| 市の制度 | 心身障害者手当 | ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方 | ①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者 | 6,000円 4,500円 | 4月 8月 12月 |
| | 難病手当 | ▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方 国・都の指定する特殊疾病の認定(医療券)を受けた方 | ▶心身障害者手当受給者 ▷上記②③⑤該当者 ▷65歳以上で新規に左記の特殊疾病的認定を受けた方 | 8,000円(7月分まで) 6,000円(8月分以降) | |
| 手当 | 心身障害者福祉手当 | 20歳以上の方で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方 | ▶心身障害者手当受給者 ▷上記①③④該当者 | 15,500円 | 4月 8月 12月 |
| | 重度心身障害者手当 | ▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方 | ▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方 ▷65歳以上で新規に身体障害者手帳などを取得した方 | 60,000円 | 毎月 |
| 都の制度 | 特別障害者手当 | 重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕 | ▷施設入所者 ▷病院などに3か月以上入院している方 | 26,830円 | 5月 8月 11月 2月 |
| | 障害児福祉手当 | 重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方〔くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください〕 | ▷施設入所者 ▷当該障害を支給理由とする年金の受給者 | 14,600円 | |
| その他 | 都の制度 | 障害者医療費助成制度 | ▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方 | ▷生活保護受給者 ▷65歳以上で新規または更新により身体障害者手帳などを取得した方 | 保険診療の自己負担分医療費の一部を助成 |

- 65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
- 表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホーム、ケアホームは含みません。

●早割(口座振替) 毎月、保険料を当月末の引き落としにする
金融機関または年金事務所においと、月額50円が割引されます。
いください。

●後期前納 国民年金保険料後期(10月分～翌年3月分)を一括で前納することで保険料が割引されます▼口座振替=1110の納付書で10月末までにお支払下さい。

●国民年金保険料の割引制度 国民年金保険料には、お得な割引制度があります。

制度

障害福祉課業務係・内線15

窓口サービスセンター、東部・西部・富士見・錦連絡所のいずれかに返却してください。

11

(障受給者証が変わります) 心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(水)で有効期限が切れ、9月1日(木)から新しい受給者証(黄色)に変わります。新しい受給者証は8月19日(金)に発送します。届かない場合はお問い合わせください。また、古い受給者証は障害

難病手当の月額を改定

8月15日(月)までに指定口座へ振り込みます。
難病手当は平成28年度8月分(12月振込分)から月額6,000円に変わります。

8月15日(月)までに指定口座へ振り込みます。

市議会臨時会が閉会

平成28年第1回市議会臨時会が7月15日(金)～22日(金)に開かれ、市が提出した議案3件

3階議長応接室定5人問議会事務局・内線3322

問立川年金事務所☎(523)03511(水)午後1時30分から場市役所

●政治倫理審査会 時8月24日(木)午後3時から場市役所104会議室定4人問農業委員会事務局・内線2654

申し込んでください。

会議、講演会等に手話通訳等を希望する方は開催1週間前までに各問い合わせ先、または下記アドレスまでお申し込みください Fax(521)2653

23日(火)午後3時から場学校給食共同調理場定5人問学校給食

@city.tachikawa.lg.jp

●学校給食運営審議会 時8月

22日(月)午後2時から場市役所208・209会議室定10人問障害

●建築基準法に基づく公開による意見の聴取 時8月18日(木)

午後2時から場市役所104会議室定5人問建築指導課庶務係・内線2330

●障害のある人もない人も共に暮らしがやすい立川をつくる条例

(仮称)策定検討委員会 時8月

午後2時から場市役所104会議室定5人問建築指導課庶務係・内線1516 Fax(521)2653

●発達支援計画策定委員会 時9月7日(水)午後6時30分から場市役所101会議室定10人問品質管理課・内線2449

●契約・倫理制度改革評価委員会 時8月31日(水)午前10時から場市役所101会議室定10人問品質管理課・内線2449

●夢育て・たちかわ子ども21プララン推進会議 時8月29日(月)

午後6時30分から場市役所208・209会議室定5人問子育て推進課

●議会事務局・内線3322 次回議会が始まり、正副委員長の互選などが行われました。

申は申込制(申込順)。そのほかは直接会場へ(先着順)。

●建築審査会 時8月16日(火)

午後3時から場たましんRISURUホテル5階第2会議室定5人問建築指導課庶務係・内線2331

●発達支援計画策定委員会 時9月7日(水)午後6時30分から場子ども未来センター201会議室定10人問子ども家庭支援センター

1☎(528)6871

●農業委員会総会 時8月25日(木)午後3時から場市役所104会議室定4人問農業委員会事務局・内線2654

●在宅医療・介護連携推進協議会 認知症部会 時8月26日(金)

RISURUホール定10人問高齢福祉課介護予防推進係・内線1472

●立川市立第八小学校大規模改修工事(機械設備)請負契約他2件、人事1件が原案通り可決・同意されました。また、7月22日(金)から新たな委員で4つの常任委員会と議会運営委員会が始まり、正副委員長の互選などが行われました。

問立川年金事務所☎(523)03511(水)午後1時30分から場市役所

今月の納期 8月31日水

△市・都民税第2期分△国民健康保険料第2期分△後期高齢者医療保険料第2期分△介護保険料第2期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください問市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

暮らしやすい立川をつくる条例

●建築基準法に基づく公開による意見の聴取 時8月18日(木)

午後2時から場市役所104会議室定5人問建築指導課庶務係・内線2330

●発達支援計画策定委員会 時9月7日(水)午後6時30分から場子ども未来センター201会議室定10人問子ども家庭支援センター

1☎(528)6871

●契約・倫理制度改革評価委員会 時8月31日(水)午前10時から場市役所101会議室定10人問品質管理課・内線2449

●議会事務局・内線3322 次回議会が始まり、正副委員長の互選などが行われました。

申は申込制(申込順)。そのほかは直接会場へ(先着順)。

●建築審査会 時8月16日(火)

午後3時から場たましんRISURUホテル5階第2会議室定5人問建築指導課庶務係・内線2331

●発達支援計画策定委員会 時9月7日(水)午後6時30分から場子ども未来センター201会議室定10人問子ども家庭支援センター

1☎(528)6871

●在宅医療・介護連携推進協議会 認知症部会 時8月26日(金)

RISURUホール定10人問高齢福祉課介護予防推進係・内線1472

●立川市立第八小学校大規模改修工事(機械設備)請負契約他2件、人事1件が原案通り可決・同意されました。また、7月22日(金)から新たな委員で4つの常任委員会と議会運営委員会が始まり、正副委員長の互選などが行われました。

問立川年金事務所☎(523)03511(水)午後1時30分から場市役所

●政治倫理審査会 時8月24日(木)午後3時から場市役所104会議室定4人問農業委員会事務局・内線2654

申し込んでください。